

函館市普通財産売払一般競争入札傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、普通財産売払事務取扱要綱第2章に規定する入札（以下「入札」という。）および開札の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の申込み)

第2条 入札および開札を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、入札執行の時刻までに傍聴申込書（様式1）により申込まなければならない。

(傍聴人の人数制限)

第3条 入札執行者は、入札会場の都合等により、傍聴人の人数に制限を設けることができるものとする。その場合は、申し込みの先着順によって傍聴人を決定し、あらかじめ設定した人数になり次第受付を締切るものとする。

(傍聴ができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札および開札の傍聴ができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗、のぼり等を所持している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入札執行を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、入札会場においては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 開札の結果等について、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

- (2) 私語，放歌，高笑い等をしないこと。
- (3) 飲食または喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，入札会場の秩序を乱し，または入札執行の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴人は，入札執行者およびその他職員の指示に従わなければならない。

(写真等の撮影および録音の禁止)

第6条 傍聴人は，入札会場において，写真等の撮影および録音をしてはならない。ただし，あらかじめ入札執行者の許可を得た場合は，この限りでない。

(違反に対する措置)

第7条 入札執行者は，この要領の規定に違反する行為を行ったと認められる者がある場合は，当該行為を制止し，また，その指示に従わないときは，入札会場から退場させることができるものとする。

附 則

この要領は，令和6年4月1日から施行する。

様式 1

傍 聴 申 込 書

入札執行日	住所または会社名	氏 名	備考
年 月 日			No.